

鳥獣被害防止特措法により市町村の被害防止計画に基づく地域主体の被害防止の取組を支援します

農林水産省生産局農産部農業環境対策課
鳥獣災害対策室鳥獣災害対策企画班

鳥獣災害対策企画係 濱屋敷 勉

一 鳥獣被害の現状

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害は深刻化しています。鳥獣による農作物の被害額は年間二百億円を上回り、平成二十二年度の被害額は約二百三十九億円となっています。また、収穫を目前にした被害は営農意欲を失わせるとともに、新たな耕作放棄地の発生をもたらす、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられます。

また、シカ、クマ等による森林被害面積が近年五〜七千ヘクタールで推移しているほか、トドによる漁業被害が毎年十億円以上発生し、カワウによるアユを始めとした魚類の食害等が拡大しています。



二 鳥獣被害防止特措法の制定

鳥獣による被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成十九年十一月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）が制定され、平成二十年二月に施行されました。

この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が被害防止対策の中心となって、主体的に対策に取り組めるよう、農林水産大臣が基本指針を定め、この基本指針に即して市町村が被害防止計画を作成するとともに、被害防止計画を作成した市町村に対して、国等が財政支援をはじめとする各種支援措置を講ずるものとなっています。

被害防止計画を作成した市町村に対する具体的な支援としては、

- ① 市町村が負担した駆除等経費の八割が特別交付税として措置される（従来は五割）とともに、補助事業の実施など必要な財政上の支援を受けることができる
- ② 市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される

五 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣による被害を防止するためには、鳥獣の捕獲や追い払いに加えて、鳥獣の侵入を防ぐための柵の設置、人と鳥獣が共生できる生息環境づくりなどを組み合わせ、地域ぐるみの面的な対策として総合的に取り組むことが必要です。

このため、農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金等により、地域が主体となって行われるカワウを含め

- ③ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置等を実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置し民間の隊員は非常勤の公務員）することができるとともに、対象鳥獣捕獲員については狩猟税が軽減される等の支援措置が講じられます。（図一参照）

三 鳥獣被害対策の実施体制の整備

被害防止対策をより効果的かつ効率的に実施するためには、地域全体で持続的に被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要です。このため、市町村に加え、農林漁業団体、猟友会等の関係機関で構成する協議会の組織化を推進しています。協議会においては、市町村による被害防止計画の作成及び変更に関する協議、被害防止対策の実施に係る連絡調整等を行うこととされており、カワウ対策についても、地域において内水面漁業団体等が協議会に参画し対策に取り組める仕組みとなっています。

また、協議会を組織することに加え、市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊員により活発かつ持続的な被害防止活動が展開されることが重要であり、農林水産省では、二十四年度予算により実施隊への重点支援を行うとともに、市町村等の要請に応じて出前説明会等を実施し、先行事例や取組上の工夫等について周知を図っています。

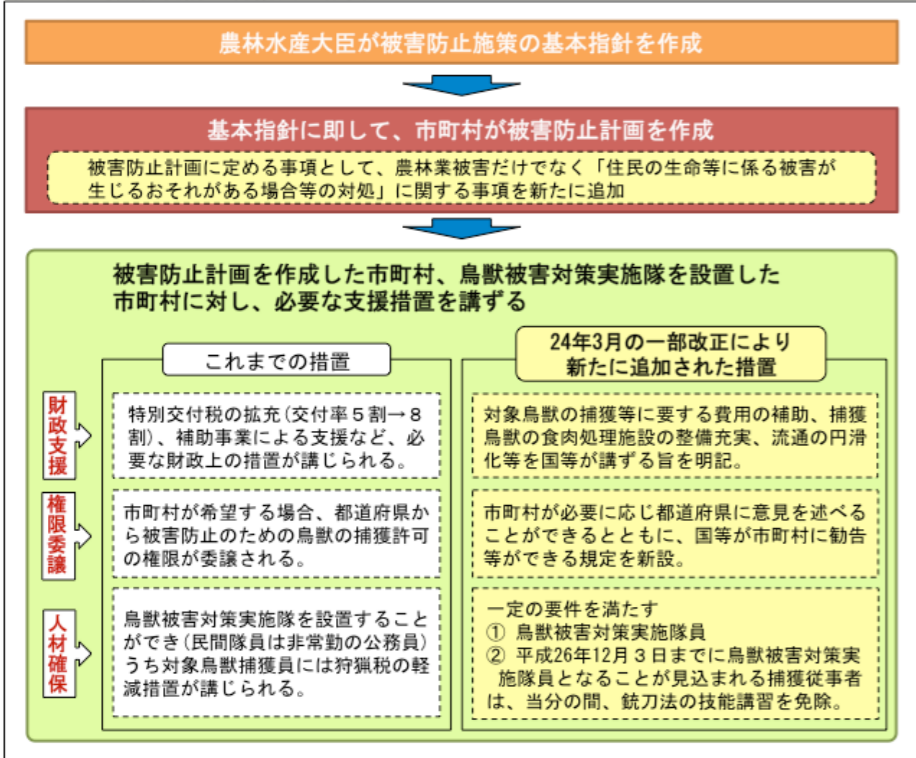
四 被害防止計画の作成

市町村は、協議会等の関係者から意見を聞くとともに、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域とした鳥獣被害防止の取組を総合的に支援しています。この中で、カワウ対策については、捕獲や追い払い、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制等の取組を支援しているところです。

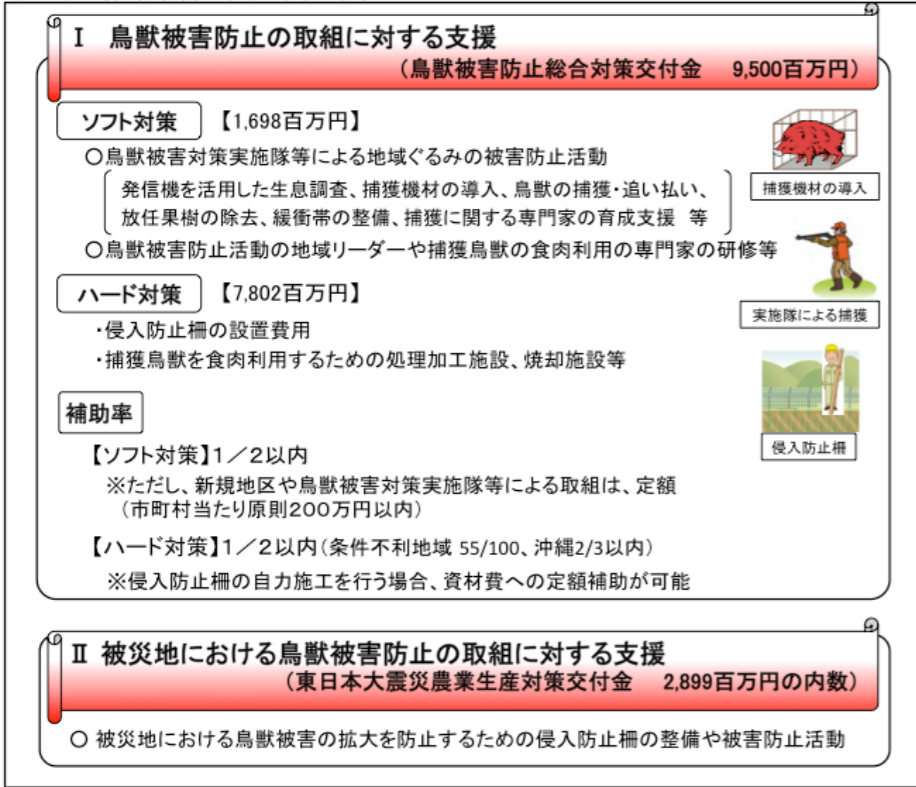
二十四年度においても、引き続き地域の取組を支援するよう所要の予算を措置しています。二十四年度予算…鳥獣被害防止総合対策交付金（九十五億円）、東日本大震災農業生産対策交付金（二十九億円の内数）（図二参照）

また、カワウを始めとした鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的です。このため、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することについても推進しているところです。

【図一】鳥獣被害防止特措法の概要



【図二】鳥獣被害防止総合対策の概要



六 鳥獣被害防止特措法の一部改正

鳥獣被害が依然として深刻であることに加え、鳥獣の捕獲を担う狩猟者数は約十八万六千人(平成二十一年度)と三十年前の約四割にまで減少するとともに、六十歳以上の割合が全体の約六割を占めており高齢化が進展しています。これらの現状に鑑み、被害防止対策の効果的な推進に資するため、本年三月に議員立法により、住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処や市町村長による都道府県知事への要請、技能講習に係る規定の適用除外等内容を鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律が可決・成立し、三月三十一日に公布されたところです。

この改正法は、公布の日から起算して三ヶ月(ただし、技能講習に係る規定の適用除外については六ヶ月)を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

七 終わりに

今後とも、農林水産省では、鳥獣被害防止特措法により市町村の被害防止計画に基づき、地域が主体となつて行われる取組に対し総合的に支援していくことといたしますので、各地域において鳥獣被害防止特措法によるメリット措置を十分ご活用いただき、被害防止に向けた積極的な取組をお願いします。

なお、鳥獣被害の状況や被害防止マニュアル等について、ホームページによる情報提供を行っていますので、被害防止対策の参考としてください。

(<http://www.naff.go.jp/j/seisan/kyozyu/nigai/index.html>)

溪流魚

第十回

増養殖研究所内水面研究部 中村 智幸



子供釣り専用区

前回は予約制の釣り場のお話をしました。このほかにも興味深い溪流釣り場があります。「子供釣り専用区」です。長野県のある漁協さんが三箇所設けています。

子供釣り専用区とは、読んで字のごとく、子供だけが釣りのできる区間です。ここで子供とは、中学三年生までです。「子供たちに、釣りや魚、川と触れ合ってほしい」という願いから作られました。

その三箇所の子供釣り専用区の特徴は次のとおりです。

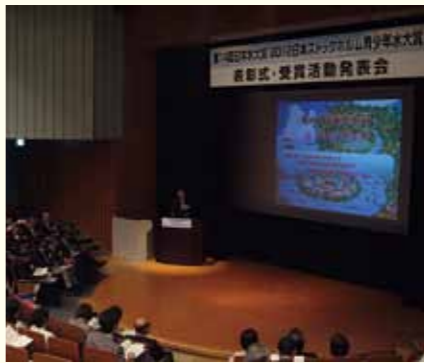
- ①まわりに家のある、それほど流量の多くない、足場のしっかりした川に設定
- ②一箇所あたりの距離は七百メートルから八五十メートル
- ③遊漁料は無料
- ④「子供釣り専用河川運営協議会」が運営。協議会のメンバーは、町長や村長、教育長、小・中学の校長、小・中学校のPTA会長、公民館長、区長、漁協の組合長や支部長
- ⑤川開きのイベントや釣り大会、つかみ取り大会なども実施



第14回

日本水大賞・二〇二〇日本ストックホルム青少年水大賞 農林水産大臣賞は「春の小川」の生きものを大切にする住民参加型活動の全県的な取り組み」(メダカ里親の会)

六月二十六日に、第十四回日本水大賞・二〇二〇日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式および活動発表が、名古屋総裁である秋篠宮殿下・妃殿下のご臨席のもと日本科学未来館において行われました。一九七応募活動の中から、大賞・各大臣賞・市民活動賞など十六団体が選ばれ、表彰されました。



受賞活動の発表

メダカ里親の会は、栃木県において農業土木関係者を中心に官・学などと連携して、農地・水・環境保全活動の先導的役割を果たしてきている団体です。第四回日本水大賞「市民活動賞」を受賞して以来、水田魚道や環境水路の開発・普及、図鑑発行やシンポジウム開催による啓発活動、生き物の調査・研究とさらに活動の輪を広げ、それに伴い多くの住民が参加する活動となつ

てきたことなど、十七年間にわたる活動の成果と実績が評価されました。厚生労働大臣賞を受賞した「多摩川源流体験教室」未来を拓くたくましい子どもたちのために、「多摩川源流研究所」は、子供の頃の体験が川を愛する人を育むという、人と河川のかかわり方の原点の一つを再認識させられたものでした。山梨県のも摩川源流を歩き川につかり、五感で河川と触れ合うことで、源流域の自然や文化、上下流のつながりを理解し、自然と向き合うことを子供たちが学ぶという活動を通して、河川の上下流交流により流域全体で源流域を守る体制を造ることを目的とする、源流域が一体となつて進めるものでした。

経済産業大臣賞を受賞した「サントリー」「天然水の森」水源涵養活動・水科学研究・愛鳥活動・次世代環境教育「水育」(「サントリーホールディングス株式会社」は、企業が自らに必要な地下水の安全・安心と持続性を高めるために自然環境や生態系の保全に配慮しながら水源環境機能に富んだ森づくりを進めるもので、企業の社会貢献活動が評価されたものでした。産学連携や地元密着型の森林整備を実施する中で、子供や学生・一般を対象として、また自社の社員も含めて水と緑の保全



中茎 元一氏(事務局長：前列中央)を中心にメダカ里親の会のみなさん

に関する幅広い啓発活動を展開し、企業の存続と共に継続する決意も示されています。

一方、市民活動賞の「著作・演劇活動による水環境の浄化運動」(山本鉦太郎)は個人に贈られたもので、旅行作家・劇作家である氏が自著や自作のオペラやミュージカルなどの公演を通して、多くの市民の水環境向上の関心と活動を高めるというユニークな切口の啓発活動でした。

河川・水辺の再生をテーマとした活動は、広く社会に広がりつつあることを踏まえ、こうした活動と私たち内水面漁業者がどのように協調・協働していくか、考えるよい機会となりました。受賞者の皆さまには、心からのお祝いとさらなるご発展を祈念申し上げます。

漁協だけでなく、地域のみなさんが協力して運営しています。「大人になって、もしもこの町や村を出て行ってしまつても、ふるさとの川で釣りをしたという思い出をずっと持ち続けてもらえたらうれしい」という思いが根底にあります。

もちろん、漁協だけで運営することもできます。いかがでしょう、みなさん。地元の小学校や中学校のそばに子供釣り専用区を作りませんか？

シンポジウム「森・川・海のつながりを考える」が開催されます



森林は、水源涵養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、「森は海の恋人」というキャッチフレーズに代表されるように、豊かな森が豊かな河川や沿岸海域の漁場の保全に寄与しています。

このシンポジウムでは、間伐材を利用した木製魚礁開発の取り組みや漁業関係者による植樹活動の取り組みなどにスポットライトを当て、森・川・海のつながりについて考えることとしています。(漁業者サイドからは、静岡県天竜川漁協 秋山組合長から話題提供していただくことになっています。川の機能の重要性とその保全について考えます。)

主催者：林野庁・水産庁
開催日時：平成二十四年七月十二日(木) 十三～十七時
開催場所：木材会館(東京都江東区新木場)
問い合わせ先：全内水面漁連事務局